

上高第 29951 号  
令和 3 年 8 月 27 日

居宅介護支援事業所管理者 様

上越市福祉部高齢者支援課長

**居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の  
取扱いについて（通知）**

このことについて、令和 3 年度の取扱いは、別添 1 「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い」のとおりとします。

については、正当な理由の有無に関わらず、特定事業所への集中が 80%を超えた場合は期限までに届出を行ってください。

なお、令和 3 年度の届出の提出期限等は下記のとおりです。

記

1 令和 3 年度の届出の提出期限

前期：令和 3 年 9 月 15 日（水）

後期：令和 4 年 3 月 15 日（火）

2 届出先

〒943-8601

上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

上越市 福祉部 高齢者支援課 介護指導係

3 その他

令和 3 年度前期の判定期間は「令和 3 年 3 月から令和 3 年 8 月末日」となります。

サービスごとの月平均の計算も、6 か月で行うこととなりますのでご注意ください。

**【担当】**

上越市福祉部高齢者支援課

介護指導係 檜出

電話：025-526-5111（内線 1186）